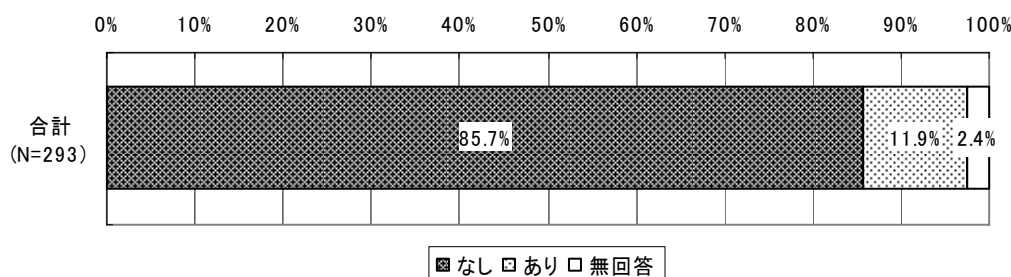


3) 情報提供方法・頻度について保険医療機関側から受けた要望・苦情の有無

情報提供方法・頻度に関する保険医療機関側からの要望・苦情の有無については、「なし」(85.7%)、「あり」(11.9%)となっている。

図表 75 銘柄等情報の医療機関への情報提供の頻度に関する保険医療機関側からの要望・苦情の有無



また、保険医療機関側から受けた要望・苦情の主な内容（抜粋）は以下のとおりである。

● 【方法、様式について】

- ・ 連絡は FAX に限る。
- ・ 変更内容を FAX で医療機関にフィードバックして欲しい（市立病院）カルテに貼るの
で小さく記入してほしいとの要望があった。
- ・ 電話にて知らせた所、今後は FAX でお願いします、と言われる。
- ・ A4 用紙に処方せんをコピーして、その余白に変更した薬品名を記載して FAX で送付す
るようと言われる。
- ・ ○○病院より後発医薬品使用連絡表の様式指定がありました。
- ・ 変更の銘柄を FAX にて回答してほしい。
- ・ FAX、手帳など要望どおりに提供
- ・ 病院の業務が複雑にならないように、なるべく FAX などの 1 つの方法に統一してほし
いと。
- ・ FAX、郵送、電話はしないでほしいと云われ、後発品への変更情報は全て薬手帳でと依
頼された。お薬手帳は患者さんの負担（金額）もあり、強制はできないことを説明し
たが、今後は皆（お薬手帳）を持つべきだととりあってもらえなかった。
- ・ それぞれの医療機関側から FAX で電話でと希望があった。
- ・ 薬局からの報告の方法が異なること
- ・ 1 回目後発医薬品に変更された患者の医薬品の名前や変更された薬品名を FAX し、そ
の変更された医薬品による副作用など、特になかった場合は、2 回目まで同じ変更内

容を FAX し、3 回目から保険医療機関がその薬を処方せんに直接記載してくる。

- 医療機関毎に専用の用紙が決められている。これによって基づいて処理
- 処方せんコピーに変更内容を記載し、FAX する。
- 病院によって対応がまちまちのため、FAX したために、FAX はいらないと苦情をうけたことはあります。
- 文書による情報提供は不要にして、次回診療時にお薬手帳を患者さんに持たせる様、要望された病院あり。
- **【頻度について】**
 - 週毎でよい、月毎でよい、他
 - 初めは毎回 FAX をしていたが、医師から変更時のみと指示あり
 - 事前に連絡がなかったため、次回受診時に患者様より処方医へ、情報提供をお願いしたが、即日電話にて病院の受付の方へ連絡する様に言われた
 - 月単位にまとめて送ってほしい。
 - その都度 FAX で、後発品に変更したら送信すること。
 - 情報提供はそのつど欲しい。
 - 各患者変更になるごとに（1 回の処方せんごとに）情報提出していたら、毎回は必要なし、変更になった時 1 回のみでよいといわれた。情報提供文書の様式について処方受付日付ごとに記入していたら、患者一人に 1 枚で記入してほしいといわれた。
 - 毎回同じ後発医薬品に変更する場合は、報告書は最初の 1 回のみで十分とのこと。
 - 医療機関へ情報提供しても、次回もまた同じ処方のため、同じ情報提供を何回も何回も行っている。
 - 何度もいらない
 - 大学病院は忙しいので、FAX でもその都度、その都度で連絡をもらうのは迷惑と指導されました。
 - 医療機関によって変更時毎に FAX を希望されたり、連絡の必要なしというところなど様々。
 - 変更した場合、毎回フィードバックしてほしい。
 - 同じ患者、同じ内容なら、初めの 1 回だけでいい。処方せんの下の空いている欄に、変更内容を記載し FAX・手帳のシールを病院用にも 1 枚患者にもたせ、渡してほしい。
- **【その他】**
 - できるだけ薬剤師会のモデルとなる後発医薬品の変更報告書で情報提供してほしいという旨
 - 処方せん枚数が多い医療機関とは今の方法（処方せんに後発医薬品へ変更可）について話し合い、メーカーの品ぞろえ等を調べたがほとんどそろっておらず、供給体制も悪いので、希望する患者だけという事を話し合い、次回からという事で決めた。
 - 自身のところで調べるので不要と言われた

- 2回目以降処方変更のない場合の情報提供は必要ないのではないか？Dr 側も毎回送られてもすべての患者の分だと混乱をまねく。
- 後発医薬品に変更可に署名押印あるにもかかわらず、後発品は信用していないから変更しては困るとの苦情あり。署名は病院の方針で行なっていることであり、処方医の希望ではないと言われた。
- 情報提供はいらないと断わる医師。
- 電子カルテの場合、後日変更した医薬品のカルテへの変更はできないとのこと。
- H18.6月後発品変更可の欄に医師のサインがあったので後発の医薬品に変更し、病院に報告したところ、薬剤部より電話があり、新しく来た先生なので（病院の規定をよく知らないので）出したが、その病院は後発変更しないとわれ、その次は、先発品で処方した。
- 調剤薬局より変更した商品名、規格、患者名を医療機関に電話するが医療機関は変更する義務なし、いつまでも変更しないので薬局で管理しなければならない。
- 希望者のみ院外処方されている病院で、連絡をどのようにすればいいのか院内のいろいろな部所でたらいまわしにされ、医師には医事課に連絡がいけばいいことだと言われた。
- 医療機関が血管外科専門の為、薬品の血液中の溶解度等が、先発品と比べた場合劣っているとの事で使わない。